

令和4年度答申第18号
令和4年6月21日

諮問番号 令和3年度諮問第88号（令和4年3月8日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 特許権の移転登録に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る審査庁の判断は、結論において妥当である。ただし、審査庁が、本件移転登録申請に不備はなく、審査請求人が上申書で指摘した事情を審査する義務があるものとはいえないとしているのは妥当ではない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、A社からの特許権移転登録申請に対して、特許法（昭和34年法律第121号。令和3年法律第42号による改正前のもの。以下同じ。）27条の規定に基づき、特許第a号の特許権（以下「本件特許権」という。）を審査請求人X（以下「審査請求人」という。）からA社に移転する登録（以下「本件移転登録」という。）をしたことから、原特許権者である審査請求人が、これを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）特許権の移転登録

特許法27条1項1号は、特許権の移転は、特許庁に備える特許原簿に

登録する旨規定し、同法98条1項1号は、特許権の移転は、登録しなければその効力を生じない旨規定する。

(2) 登録の申請

特許法27条3項は、この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定めると規定し、特許登録令（昭和35年政令第39号。令和3年政令第164号による改正前のもの。以下同じ。）15条1項は、登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、申請がなければしてはならない旨規定し、同令18条は、登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならないと規定し、同令19条は、登録は、申請書に登録義務者の承諾書を添付したときは、登録権利者だけで申請することができる旨規定する。

また、同令27条は、申請書には、特許番号、申請人の名称及び住所、登録の目的等を記載し、申請人が記名し、印を押さなければならない旨規定し、同令29条1項1号は、申請人は、申請書に登録の原因を証明する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない旨規定する。

(3) 登録申請の補正及び却下

特許登録令38条1項は、特許庁長官は、申請書が方式に適合しない場合（2号）、申請書に記載した特許番号や登録義務者の表示が特許原簿と符合しない場合（3号及び4号）、申請書に記載した事項が登録の原因を証明する書面と符合しない場合（7号）、申請に必要な書面を提出しない場合（8号）等において、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めるときは、申請人に対し、当該申請について補正をすべきことを命じなければならない旨規定し、同条2項は、補正をすべきことを命じた者がその補正をしないときは、その申請を却下することができる旨規定し、同条3項は、特許庁長官は、同条1項各号に掲げる場合において、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めないときは、その申請を却下するものとする旨規定する。

(4) 書類の閲覧請求

特許法186条1項は、何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、書類の閲覧を請求することができるが、同項各号に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和2年4月17日、発明の名称を「B」とする特許出願（特願b）をし、同年7月20日、当該特許出願に係る特許権（本件特許権）の設定の登録（特許第a号）がされた。

（審理員意見書、審査請求書）

- (2) A社は、令和2年10月9日、本件特許権をA社に移転する旨の移転登録申請（以下「本件移転登録申請」という。）をした。本件移転登録申請の申請書（以下「本件申請書」という。）には、「1. 特許番号」欄に「第a号」、「2. 登録の目的」欄に「本特許権の移転」と記載され、「3. 申請人（登録権利者）」欄にA社の住所、名称及び代表者の氏名並びに代理人の住所及び名称が記載されるとともに代理人の印が押されており、「4. 登録義務者」欄に審査請求人の住所、名称及び代表者の氏名が記載されていた。また、本件申請書には、譲渡証書（以下「本件譲渡証書」という。）及び包括委任状が添付されていた。本件譲渡証書は、本件移転登録申請がされた日の前日である令和2年10月8日付けのもので、譲渡人から譲受人に宛てた形となっており、そこには、「譲受人」としてA社の住所、名称及び代表者の氏名が記載され、「譲渡人」として審査請求人の住所、名称及び代表者の氏名が記載されるとともに代表者印が押されており、審査請求人がA社に本件特許権を譲渡したことに相違ない旨及びその移転登録申請をA社が単独ですることにより異議なくこれを承諾する旨が記載されていた。

（特許権移転登録申請書、譲渡証書）

- (3) 審査請求人は、令和2年11月27日、処分庁に対し、審査請求人は本件特許権をA社に譲渡していない旨などを記載した上申書を提出し、同年12月17日、本件特許権の譲渡手続は審査請求人の取締役会の決議に基づいたものではない旨などを記載した上申書を提出した。

（審理員意見書、上申書（令和2年11月26日付け）、上申書（令和2年12月16日付け））

- (4) 処分庁は、令和2年12月2日、本件移転登録をした。

（審理員意見書、移転登録済整理簿）

- (5) 審査請求人は、令和3年3月1日付けで、審査庁に対し、本件移転登録

を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和4年3月8日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により本件移転登録の取消しを求めている。

(1) 特許庁長官の「形式的審査」の範囲に問題があること

特許登録令18条及び19条の規定によると、特許権の移転登録申請は、共同申請が原則であり、その理由は、登録の真正を保持し、虚偽の登録の防止を図ることにあるが、共同申請によらなくても登録の真正を保持し得ることが明らかである場合に、例外的に単独申請を認める趣旨である。そのため、「登録の真正が保持し得ること」に疑義が生じた場合は、同令30条に基づく書面提出命令、同令38条1項2号若しくは8号に基づく補正指令又は同条4項に基づく申請却下の理由通知を行わなければならない。そうでなければ、同令18条及び19条の趣旨をないがしろにすることになる。

特許登録令30条1項、38条1項及び同条3項に明示はないが、形式的審査の趣旨に照らせば、特許庁長官は、「実体的な権利の存否に関する判断を要しない事実」を用いて判断しなければならないといえ、少なくとも判断時において顕在化している事実を用いて形式的審査を行わなければならない。また、同令の上記規定の文言上、形式的審査の判断材料を申請書及び添付書面に限る根拠はどこにもない。加えて、方式審査便覧70.30（新規平成28・4）における却下処分の記載の趣旨を踏まえると、登録事由に該当する場合であっても、個別具体的な事例に応じて必要な取扱いをすべきである。

(2) 本件申請書に登録義務者の承諾書が添付されているとはいえないこと（違法性）

単独での移転登録申請では、その申請書に登録義務者の承諾書を添付しなければならないが、本件譲渡証書に記載の登録義務者（審査請求人）の代表者氏名は、本件譲渡証書作成時点の代表者氏名と異なっており（「C₁」ではなく「C₂」が正しい。）、登録義務者の譲渡証書ではないにもかかわらず

らず、処分庁は補正指令を行っておらず、移転登録申請の方式を満たしていないことから、本件移転登録は、特許登録令19条及び38条1項2号に違反する。

A社が提出している本件譲渡証書等についての審査請求人の閲覧請求を、本件移転登録より前に特許庁が拒絶したことは、特許法186条1項柱書に違反している。仮に閲覧できていたとすると、審査請求人から特許庁に対して、本件譲渡証書等の名義人が審査請求人の代表取締役と異なる名前であることを指摘できていたはずであり、結果として移転登録申請書に添付すべき承諾書を欠くこととなり、特許登録令19条、38条1項8号及び同条3項に基づき却下処分となるはずであった。したがって、違法な閲覧請求の拒絶に起因する本件移転登録は違法な処分である。

(3) 処分庁が本件移転登録申請において必要な方式審査をしていないこと（違法性及び不当性）

特許権移転の登録は効力発生要件になっており、一旦権利が移転してしまえば回復不能な損害が生じるおそれがあるのであるから、処分庁は慎重な方式審査をしなければならない。審査請求人は、処分庁に対して、本件移転登録前に、上申書等により譲渡の実態がない旨を伝えているにもかかわらず、処分庁が本件移転登録をしたことは、単独申請における登録義務者の承諾書を要求している特許登録令19条の規定を無視しており、同条に違反している。また、上記のとおり本件譲渡証書に相当な疑いが生じていたにもかかわらず、処分庁に求められる慎重な方式審査を行っていないから、本件移転登録は不当な処分であり、取り消されるべきである。

審査請求人が特許権の譲渡が不存在であると主張している事実そのものは、譲渡の事実があったかどうかを判断する必要がないので、実体的な権利の存否に関する判断を要しない事実である。そうすると、特許権の譲渡が不存在であると主張している事実は、特許登録令30条1項、38条1項及び同条3項による形式的審査において用いなければならないといえる「実体的な権利の存否に関する判断を要しない事実」に当たる。また、特許登録令18条及び19条のように、原則手続と例外手続を分けて規定している場合、後者の審査では前者の前提が失われていないか否かも審査されなければならない。特許庁長官が一方当事者のみが提出した書面だけで判断することは、共同申請の原則を無視する審査方法であり、正当性や妥

当性を見いだすことはできない。

(4) 本件移転登録の不当性

本件移転登録は、特許登録令18条及び19条の「登録の真正を保持し、虚偽の登録の防止を図る」という趣旨・目的を逸脱していること、本件譲渡証書は、客観的に見れば審査請求人の意思を表示した書面とは到底いいがたいこと、本件移転登録が完了するまで本件譲渡証書等を閲覧させず、審査請求人の防御を妨げていること、処分庁が主張する形式的審査権限だと書面を偽造した者が簡単に特許を詐取できてしまうことなどに照らせば、A社に特許権の移転登録がされないことを訴訟で争わせるべきであり、審査請求人に負担を課すべきでない。以上から、本件移転登録は不当であるとの判断を求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

A社は、令和2年10月9日付けで、処分庁に対し、所定の様式による本件申請書を提出して、本件移転登録申請をした。本件申請書には、所定の書面として本件譲渡証書が添付されており、本件譲渡証書には、A社が単独で本件移転登録申請をすることにつき、審査請求人が承諾する旨の記載、審査請求人の代表者の氏名（本件申請書の記載と一致）の記載及び代表者印の印影があった。そして、処分庁が、同年11月5日付けで、A社に対し、代理人の代理権を証明する書面の提出がないことを理由として補正を命じたところ、A社は、同月19日付けで、補正書を提出した。以上によれば、本件申請書には、所定の事項が記載され、特許登録令29条1項1号に基づく登録の原因を証明する書面かつ同令19条に基づく承諾書に該当する本件譲渡証書が添付されており、また、補正書の提出により代理権を証明する書面の不備も補正されていることから、本件移転登録申請には同令38条1項各号に該当する不備はなく、本件移転登録申請に基づく本件移転登録は適法である。

審査請求人は、本件移転登録前に上申書及び電話で本件特許権を譲渡した事実がないと指摘していたことは重大な疑義に当たる旨、判断材料を申請書及び添付書面に限るような根拠はない旨を主張する。

しかし、特許権に関する登録の申請に対する審査は、特許庁長官の指定する職員等において、登録時を基準として、申請書及び添付書面の記載事項が形式

上の要件を具備しているか否か（特許登録令38条1項各号に該当するか否か）について、申請書、添付書面及び登録原簿（以下「申請書等」という。）によって確認する形式審査であり（中山信弘ほか編「新・注解特許法〔第2版〕【上巻】」245頁）、申請書等以外に、職員等が事実上又は偶然知り得た資料又は情報等を考慮することは、形式審査の範囲を超えるものとなるから、そのような資料又は情報等を処分の判断をするに当たって審査することはできない。

なお、特許法及び特許登録令には、不動産登記法（平成16年法律第123号）24条のような本人確認の規定や、同法25条4号のような権限がないこと自体を理由とする却下事由の規定がないことから、特許庁長官の審査権限は、同法と比べて、より形式的な審査にとどまると解すべきである。

したがって、審査請求人が主張する上申書（令和3年11月27日受付）及び電話で指摘した事情は、本件移転登録の判断に当たって審査する義務があるものとはいえないから、審査請求人の上記主張は理由がない。なお、仮に上記事情を審査において考慮する余地があったとしても、形式の整った本件譲渡証書が提出されている中で、単に譲渡していない旨などの指摘があっただけで合理的な疑義が生じるものとはいえないから、いずれにせよ本件移転登録の判断に影響するものではない。

また、審査請求人は、本件譲渡証書等の閲覧を違法に拒まれたものであり、仮に閲覧できていれば、審査請求人が代表取締役の氏名の相違を指摘することにより本件移転登録申請が却下された蓋然性が高い旨を主張する。しかし、仮に本件で閲覧の対応に不備があったとしても、特許法186条1項に基づく閲覧謄写の手続は、移転登録申請に対する審査判断に向けられたものではなく、本件移転登録の当事者及び利害関係人の利益の保護を直接の目的とする手続でもないから、本件移転登録の適法性に影響を与える性質のものとはいえず、上記不備があることから本件移転登録が違法となるものではない。また、仮に審査請求人が主張するとおり、審査請求人が令和2年11月18日に本件移転登録申請に関する書面を閲覧し、処分庁に上申書等を提出していたとしても、上記で説示したとおり、特許権に関する登録の申請に対する審査は形式審査であり、申請書等以外の資料又は情報等である当該上申書等を審査することはできないから、本件移転登録の判断に影響するものとはいえない。

さらに、実質的にみても、審査請求人が主張する代表取締役の氏名の相違は、

記名における「C₁」と「C₂」という漢字1文字の部首の違いのみであり、書面作成時の誤記にすぎない可能性もあるから、上記人物の同一性が否定されるものとまではいえないとみる余地もあり、少なくとも審査庁の判断時において、本件移転登録の適法性を判断するに当たって、重視すべきものとはいえない。したがって、審査請求人の上記主張は、閲覧の問合せに対する対応の当否にかかわらず、本件移転登録の適法性に影響するものではないから、理由がない。

審査請求人は、本件移転登録が仮に違法でないとしても、審査請求人が本件特許権の移転を否定している以上、共同申請によらなくても登録の真正を保持し得るなどといったことはあり得ないのであり、本件移転登録は特許登録令18条及び19条の趣旨及び目的を逸脱する不当なものであると主張するが、上記で説示したことからすれば、本件移転登録が同令18条及び19条の趣旨及び目的を逸脱した不当なものとはいえず、審査請求人の上記主張には理由がない。

審査請求人は、上記以外にも、種々主張するが、独自の見解に立脚して主張するものであり、いずれも採用できない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和4年3月8日、審査庁から諮問を受け、同月24日、同年4月14日、同月21日、同月28日、同年5月12日、同月26日、同年6月2日及び同月16日の計8回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和4年3月24日、主張書面の提出を受け、審査庁から、同年4月4日及び同年6月2日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件移転登録の適法性及び妥当性について

特許法上、特許権の移転（相続等によるものは除く。）は、登録しなければ、その効力を生じない（98条1項1号）とされている。また、特許権の移転は、特許庁に備える特許原簿に登録する（27条1項1号）とされ、何人も特許原簿の閲覧を請求することができる（186条1項）とされている。こうした特許権の移転登録に係る規定及びその効果、機能からすると、本件については、本件特許権の移転の効力が発生するまで（本件移転登録申請から本件移転登録まで）の間と、本件移転登録の内容を何人も閲覧することが

できるようになってから（本件移転登録がされた後）とに区分して検討することが適当である。

(1) 本件移転登録申請から本件移転登録までの間について

特許権の移転（相続等によるものは除く。）は、登録しなければ、その効力を生じないとされていることからすると、特許権の移転は、譲渡事実を前提として、公示の手段である登録をその効力発生要件としていると解される（仮に当事者間で特許権の譲渡について意思の合致があったとしても、登録しなければ当該特許権の移転は効力を生じないこととなる。）。このように、特許権の移転登録が当事者間の意思に基づく譲渡事実を前提とする以上、その審査は、特許登録令上、行政庁の積極的な関与を予定せず、申請書（27条）、その添付書面（29条）及び特許庁長官が必要があると認めて提出を命ずる書面（30条）という申請者（当事者）から提出された書面に基づいて、申請が同令38条の補正又は却下事由に該当するか否かを審査する、形式審査となり、特許庁長官の調査権も限定されたものとなっている。

しかし、権利関係を公示するという登録の性質上、移転登録においては、実体的な権利関係と合致していることは当然かつ重要な要請であり、実体的な権利関係に合致しないことが高度の蓋然性をもって疑われる場合にまで、申請者からの提出書面を基にした形式的な審査を貫き、不実又は無効な移転登録をしなければならないと解するのが不合理であることは明らかである。そうすると、①特許登録令上、譲受人のみによる単独申請（19条）は、譲渡の当事者である譲渡人と譲受人とによる共同申請（18条）の例外として位置付けられており、これを審査するに当たっては、申請内容が実体的な権利関係と合致しているかなど、登録申請の真正が確保されているかという観点から、慎重に行うことが求められると解するのが相当であり、さらに、②登録審査の過程で職務上接した情報から、申請者から提出された書面が真正に成立したものではないことが高度の蓋然性をもって疑われる場合には、例外的に当該情報を考慮して審査することが求められ、その疑いを解消するために必要な限度において、同令38条1項8号に基づく補正命令として、別途資料の提出を求めて必要な確認をすることが求められると解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件移転登録申請の後であって本件移転登

録の前に、処分庁が受け付けた上申書（令和2年11月26日付け）は、①本件申請書において登録義務者とされ、本件譲渡証書において譲渡人とされている者（審査請求人）からの委任状を伴う代理人受任届を添付した弁護士等が当該者の代理人として作成し提出したものであり、②本件特許権の譲渡の不存在を明確に主張する内容となっている。このことからすると、当該上申書は、本来共同申請人となるべき者からの、本件移転登録申請と正面から矛盾する情報を提供するものであり、当該情報は単独申請の前提に疑問を生じさせるものであるといえる。そうすると、申請者による提出書面について、真正に成立したものでないことが高度の蓋然性をもって疑われる場合として、処分庁は、本件移転登録申請の審査に当たって、当該上申書を考慮し、別途、譲渡契約書等の譲渡の事実を証明する資料の提出を求めて申請の真正性を確認すべきであったといえる。これをしなかった処分庁の本件移転登録申請の審査には、違法な点があったと指摘しなければならない。したがって、審査庁が、本件移転登録申請には特許登録令38条1項各号に該当する不備はなく、また、審査請求人が当該上申書で指摘した事情を審査する義務があるものとはいえないとしているのは妥当ではない。

なお、審査庁によれば、本件移転登録申請の審査当時においては、譲渡証書における譲渡人の押印について本人確認ができる印を求める規定がなかったことから、実印による押印及び印鑑証明書の提出は求めていなかった（譲渡人とは別の会社の代表取締役の印による押印等印影に疑義がある場合は却下理由を通知）とのことである。しかし、移転登録の単独申請の審査が限定的な形式的審査にとどまるのは、共同申請の例外的な位置付けである単独申請においても、申請内容の真正が確保されているか否かを、申請者から提出された書面のみで処分庁が十分に判断することが可能であるという前提があるためであるから、本来そのような判断が可能となるだけの書面（印鑑証明書等）を提出させる必要があったといえる。そうすると、本件移転登録申請当時の審査は、不十分なものであったといわざるを得ない。なお、その後の見直しにおいて、特許登録令施行規則等の一部を改正する省令（令和3年経済産業省令第50号）の施行日である令和3年6月12日から、本人確認ができる印、即ち実印による押印及び印鑑証明書の添付を求めることとされている。

(2) 本件移転登録がされた後について

一旦された特許権の移転登録については、その公示機能からして、取引の安全の観点から第三者の保護が図られることが重要となる。

特許関係法令上、特許権の移転が一旦登録された後は、特許庁の過失に基づく錯誤又は脱落がある場合の特許庁長官による更正が規定されている（特許登録令41条）ものの、登録の手續に何らかの瑕疵がある場合を含め、特許庁長官の職権による登録抹消の規定はなく、登録後に特許庁長官が関与する場面はごく限られている。こうした法令上の仕組みと第三者の保護の観点からすると、仮に登録の手續に何らかの瑕疵があったとしても、その瑕疵を理由にみだりに移転登録を取り消すべきではないと解さざるを得ない。

そして、特許権の移転に争いのある私人間においても、第三者保護の観点から、移転登録の手續に何らかの瑕疵があったからといって、それだけで当然に当該登録の抹消登録手續をするよう相手方に求めることができるものではないと解される。

また、特許権の移転登録の前提となった実体的な権利関係について私人間に争いがある場合には、私人間で民事訴訟が提起されることにより、裁判所書記官の囑託によって予告登録がされ（特許登録令3条1号及び25条）、速やかに第三者の保護が図られるとともに、実体的な権利関係の確定をもって、移転登録の抹消又は維持がされることとなるのであって、そのような判断は特許関係法令が定める特許庁長官の形式審査にはなじまない。

以上のような諸点と、譲渡事実の存在を前提とする移転登録固有の特性や、それに応じた特許関係法令上の審査の在りようを併せ考えると、一旦された移転登録については、当事者間において実体的な権利関係について何らかの決着をみた上で、その確定した実体的な権利関係と登録を合致させるべく移転登録の抹消又は維持がされることが一般に想定されていると解さざるを得ない。なお、特許を受ける権利を有しない者がした特許出願に対して特許がされたときは、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者は、特許自体の無効ではなく、特許権の移転を求めるのであれば、その特許権者に対し、当該特許権の移転を請求することができ（特許法74条1項及び同法123条1項6号）、当該請求に基づく特許

権の移転の登録があったときは、その特許権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす（同法74条2項）とされていることからしても、特許法上、特許権の移転に関して当事者間の合意又は訴訟の結果に委ねていると理解できる。

これを本件についてみると、令和2年12月2日に本件移転登録がされ、審査請求人は、A社を被告として特許権移転登録抹消登録請求訴訟をD地方裁判所に対して提起し、本件移転登録の前提となった譲渡事実を争っている。上記の理解によれば、当該訴訟の結果によって本件移転登録を抹消すべきか否かが決せられることとなり、手続の違法不当を理由に本件移転登録の取消しを求める本件審査請求において決せられるべきものではないということになる。この点からは、本件移転登録は違法又は不当であるから取り消すべきであるとは認められない。

(3) 本件移転登録申請の書類の閲覧について

審査請求人は、本件移転登録がされる前に、電話で、特許法186条1項に基づき本件移転登録申請の書類の閲覧が可能か問い合わせたところ、それに対して、特許庁が「審査中は閲覧ができず、登録になれば閲覧可能」という回答をしたこと（以下「本件対応」という。）を本件移転登録の瑕疵として主張する。

特許法186条1項は、何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、書類の閲覧を請求することができる旨規定し、ただし書において、同項各号に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときはこの限りでないとして、閲覧を制限する。これは、公開を原則とする一方で営業秘密等の保護を図るものと解されており、閲覧不許可の対象となるべき書類の種類や性質を具体的に列挙し、特許庁長官の閲覧させないことができる場合の裁量の範囲を制限したものと解される。同項に基づき閲覧制限されるか否かは、請求人とその書類との関係において個別具体的に判断されるとされている。

本件対応について、審査庁は、処分庁が本件対応をしたことを認めた上で、特許法186条1項1号では、特許に関する書類について、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは閲覧を制限できるというものであり、権利者情報（権利についての登録内容の一部）を変更するための申請の許否が未確定な状態にある書類について、登録（確定）を待つ

てから閲覧に供するという処分庁の対応については、同号の趣旨に照らしても違法性のある取り扱いとまでは認識していないとしている。

しかし、審査請求人が閲覧を請求しようとした移転登録申請に関する書類は、特許法186条1項1号に該当しないことは明らかである。即ち、同号は、特許に関する書類一般ではなく、特許権の設定登録前又は出願公開前の出願に関する書類に限定した上で、秘密を保持する必要があると認めるときに閲覧等を制限することができることを規定したものであって、同号の文言上、移転登録申請が登録の前である場合の当該申請の書類が含まれる余地はなく、さらに、この規定は閲覧を制限することができる場合を定めるものである以上類推適用が許されると解することは全く妥当ではない。結局のところ、本件対応は、閲覧を制限することができない場合に閲覧を制限する取扱いをするものであって、同条項に違反するというほかはない。ただし、閲覧請求及び移転登録申請の両制度が直接の関連を有するものではないから、本件対応の違法が本件移転登録の違法を構成することはなく、したがって、審査請求人の主張は採用できない。

なお、審査庁は、登録原簿は公示機能を果たしているだけでなく、登録自体が効力発生要件とされていることから、登録前に譲渡による移転申請書等の閲覧を認めることは、悪意の閲覧者による登録前の不正を招来することにもなりかねない旨主張するが、そうだとしても、悪意ではない閲覧者も存在しうるし、閲覧の目的や閲覧後の利用方法を想定して閲覧を制限しようというのであるから、何人にも公開することを原則とした上で、閲覧制限の事由を秘密の保持に限定する特許法186条の閲覧制度との整合性について慎重に検討する必要がある。また、審査庁は、閲覧制限の対象となる他の書類（個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの等）への該当性判断は、登録審査である形式審査の中で行っており、閲覧請求のあった登録申請書についてのみ直ちに登録審査を行う運用は、公平で迅速な登録を維持するために適当ではないとも主張するが、特許法186条の閲覧制度は、公開を原則とした上で、閲覧制限の事由を秘密の保持に限定しているから、閲覧制限の判断に上記の登録審査事務の事情を考慮することとは相容れないといえる。

(4) 小括

以上を踏まえると、本件移転登録には、手続的な瑕疵があったと言わざ

るを得ないが、そうであったとはいえ、一旦本件特許権の移転登録がされた後においては、特許庁長官の関与は限定されており、本件移転登録の抹消又は維持は、譲渡事実についての当事者間の合意又は訴訟の結果によって決せられるべきものであって、本件審査請求において決せられるべきものではなく、本件移転登録は違法又は不当であるから取り消すべきであるとは認められないので、本件審査請求は理由がないものとして棄却すべきである。したがって、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、結論において妥当である。ただし、本来すべきであった審査をしていないのであるから、審査庁が、本件移転登録申請に不備はなく、審査請求人が上申書で指摘した事情を審査する義務があるものとはいえないとしているのは妥当ではない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る審査庁の判断は、結論において妥当である。ただし、審査庁が、本件移転登録申請に不備はなく、審査請求人が上申書で指摘した事情を審査する義務があるものとはいえないとしているのは妥当ではない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹